

いふ位と聞いています。ただ減収の点はなるべく小さくするように心がけてい
きたいと思っております。

裁判については明日ある予定になっております。

建設課長（古谷徳男君） 自席から審議員さんのご質問にご答
を申しあげます。

道路の本数が多いうで聞きもらしがあっても知れません、もれておりま
したうまたお答えしたいと思っております。

建設関係の通算路についてでございますが、四十五年度にございまして
通算路の舗装は一応終了した形になっておりますが、一部非常に中
員が缺かたり民地があるということもございまして、舗装はしていない所も
あるわけでございます。それとまた追加で通算路が何本か指定にな
つておりますが、それも未舗装の部分がございます。

五小の関係につきましても、八小の舗装、それから下河原のガードレールの
関係についてでございますが、下にのりる所までは舗装をしたわけですが、
二、三九号の工事とか南の公園の関係等でダンク等がかなり入りし
ておりまして、一部舗装がこわれており、そういう点につきましてもござい

るだけ早い機会に補修をしたいと思っております。

下河原のガードレールを少し高くしてほしいということでございますが、この点
につきましては交通安全施設整備関係につきましても本年度予算内に
は計入になっておりませんので、今後交通安全施設整備にもとずきまして
こうし合せてうえて、できる限り早い機会に考えたいと思っております。

それから加美平にございまして二、七号線と六小、二小の通算路が交
差する所ですが、この点につきましても教育委員会からも歩道橋
等の設置要望もあり、いろいろ私も相談を受けておりますが、
現在二、七号線が整備されて、都市計画の文庫交差がぬける
と貫通するわけでございまして、現在都道への編入手続中でございます
ので、東京都に強力運動をしていったらどうかと、その他安全施
設等を中心して通算できるような方法については都に要求したい
と思っております。

次に二小の通算路の歩道二、三号ですが、五日市線の踏切が
歩道だけで車輦は通れない踏切になっておりますが、これも

当初通学路の指定に際しては二小でもあることが一番安全であるという観点から通学路に指定したと思えます。それ以外でそれと交差するところからして吾野自転車屋の交差点を通らなければならぬということ、ご承知のとおりあるこの交差点について、今回は今度も諸願が出ているようにございますが、非常に危険をともなうということ、通学路として指定されたようにございまして、国鉄から踏切の閉鎖ということも聞いておりますが、そういう点閉鎖されれば困るということ、国鉄には連絡はしてあるわけですが、そういう関係から通学路になったわけでございますが、危険であれば今後学級と交差したしまし、変更できるかどうか検討する余地があると思えます。

それから二小の通学路の二二二号から元小卒業校跡の裏の道路ですが、敬告報警機がついておりますが、緑のおぼさんの関係は教育関係です、教育委員会からご答弁申しあげます。

その関係で五二二号、横田防犯施設事務所前のガードレールの件ですが、標識の移設ということは具体的に市の指示標識

であるか警察の規制標識であるかわかりませんが、どちらかによりますれば措置したいと思えます。

街灯の照明関係でございますが、二二二号の照明については本年度の交通安全施設整備事業の一環といたしましてすでに工事契約は終了しますが、その道路に五二二号は付けられるのではなからうかと思えます。材料検査も終わっておりますので材料が入りしない二二二に限り本年度に二二二号灯ばかりつくわけでございます。

八二六号の祥島よりについても、要所西交所に計画はしたわけでございますが、本年度どうしても民地に入れなければならぬ交差点もありますので地主の了解も得られまいのでこれも設置いたします。以上簡単ですが答弁いたします。

○総務課長（高木求君） 松小議員さんのご質問のうち、防犯灯の件

について市長の説明に補足したしたいと思います。

松小議員さんのわけしやなとおりでございますが、市の責任において防犯灯を設置すべきでございますが、従来はそれ水の自治会なり所会というものに委託をしていたわけですが、そういう点について

一、削除

は、井の改良をしてまいつてきており、具体的に防犯灯設置の補助とか、本年度から移管を前提とすべく防犯灯の電気料につきましても全額市で負担してまいります。ただいまご指摘のありました所会で管理してまいります点につきまして私も細かく実態は把握してまいりまけんけれども、現在のところ自治会もしくは市で一部負担をいたしました所もございまして、それらを合計して千六百三灯ほどございまして、それを本年度いっぱいまで市に移管すべく現在手続を中へております。すでに東京電力青森営業所等からもその前提で所会において設置された防犯灯について実態を調査してまいります。いずれ四十七年度にございまして、先ほど建設課長の説明がありましたとおり街路の照明、要するに水銀灯と防犯灯を一律として今後建設課で四十七年度から管理していただくことにはなりましたので、あるいは街路照明等を設置することによってその周辺の防犯灯をまた次の場所に移設するということになることについては、今後建設課と一律となる維持管理にあたりたいと思っております。その点今より一層所を明るくし防犯あるは交通問題の

照明というものに対処していけるのではなかろうかと思っております。

現在破壊してつるものはどのくらいかということでございますが、これは町会の財産になつておりますので近日中に町内会長さんに集まるいただきます。それらにつきましても補修を要するお願をしたいと思います。

以上簡単でございますが市長の補足答弁といたします。

○教育委員会事務課長（井上久男君） 松山議員さんのご質問のうち交通安全擁護員の件についての件（小中学校の通学路であります）、東口の信号機がつけられている所に擁護員が必要かということでございます。現在小へ小中学校には東口の前に配置してあります。ここにあるいは今度信号機がつけられた所という危険度等よく勘案しながら、市内には六校ありますけれどもそのうち四校しか配置していません。その辺の増員計画等企画調査室と協議し、東口にはあります擁護員を東口の信号機のついた所に移転するということにつきましても各校と十分協議して、よりよい方法にしたいと考えております。

以上簡単でございますが答弁といたします。

。都市計画課長（浅見裕康君） 都市計画関係につきましてご答へを
申しあげます。

通学路の問題で都市計画におりる道路の関係が出てきており
ますが、これは区画整理事業として区画街路を造つたわけで、そ
れを利用して現在通学してゐるということでございますが、これについ
ては早急には区画街路の舗装ということでは検討をしてゐるわけでござ
いまして、区画整理の仕方としては、とりあえず全面的に
路盤を造るわけでございますが、舗装については区画整理事
業の進捗と資金の兼ね合いをみまいて、施行可能のある部分に
ついては極力幹線区画街路の度施とともに舗装するという方法を
とつておりますので、今の時点では若干早急に舗装を度施す
なということはお申しわけないですが、ほうきり申しあげられたいわけで
ございますが、一応通学路等については重点的に舗装していこ
うというつもりでおりますので、近々のうちに具体的に答えてさ
るものと思つております。

行なわれております開発事業と申しますものは、任意的には二つ
に大きく分けて、一つは用地を買収して金を払つて公衆用
地に充てしめ事業を行ない、もう一つは現在行なわれております
ような区画整理方式で、地味まから減歩をいたして行ない、
お金は原則的には一銭も払いません。しかも区画整理上の
解法的には従前の形で換地されるという形で行なつており
ます。そこで長年の任みになつてゐる所に減歩という非常
手段でこの仕事をやううというご指摘でございますが、区画
整理のものには長年という所にお任みになつておられる方が
あまり大きく土地家賃が変らずに、同じような場所でも生活で
きるように、かつ区画整理事業が行なわれていない所と、新
たに下水道や公園、水道問題、排水の問題、道路のや員の
問題等も大に利便がはるかに増大するということも観念にたつて、
今のところこの方法をもつとも良策であらうということ、全国的に
もつとも取りあげられてゐるのが区画整理事業でございます。私
は議員さんのご質問は現在市で考えてゐる開発の基本的な考え

というか、そういうことによりまして、償還されたと思えますが、市では現段階では例えど指摘がありましたような区画整理区域内の諸施設、公営施設等を税金で全部せよという指摘でございますが、これは公営施設の完備というものと相つなばりまして、一応地元の財源を十分に納得いたしたうえで行なうという考え方となっておりますので、その点はごらんいただきたいと思っております。

それからパンフレットの関係ですが、これに配るなかつたのかあるいは国面を縦断したかどうかという点指摘でございますが、これについては現存あるまでも素案をご提示申し上げておる段階でございますので、これから具体的にこの点につきまといつていこうな角度からご意見等をいただきながら具体的な計画案を張つていくという段階でございますので、そういう際には当然法にもとづいた縦断の制度とのかさうにいろいろな角度で、P、Rは常に地元の財源を十分に直結した立場で仕事をやらせたいと思っておりますので、そういう点で今後取りかかっている点としたいと思います。

それから加美平の裁判の関係でございますが、市長から先きほど明日裁判が行われるということをおしあげましたが、明日の裁判の争論の内容によりまして今までの経過からして相当具体的な線がでてくるのではなからうかと思っておりますが、現時点にのきまうと結審の時期ということは今のところはつきりおしあげられない段階でございます。

以上簡潔でございますがご答弁いたします。

議長（末次隆男君） これより三時三十分まで休憩いたします。

午後三時 八分 休憩

午後三時三十分 開議

議長（末次隆男君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

○千番（松小清君） 百席から質問させていただきます。

通算路の問題ですが、五小関係について早い機会にさくを造るということですが、四六年度予算でやっていたかということですか。

。建設課長（古谷徳男君） 五小の通道路関係で、改の部分については今年度中に補修はできるものと思っています。

フエンスにつきまゝは現在のガードレールと橋のらんかんというか、車止めのようなものがあります。その間があまりありませんので、いろいろ検討をし、設計上一番いい方法で措置したいと思っていますが、金額の点で他の安全施設の整備工事の順調にいさまり、予算的にできるかどうかでした。今年度不可能の場合は来年度という考え方をしております。

。下番（松山清君） できるだけ本年度中にできるような要望いたします。それからつくし保育園の関係で、路盤を造るからということですが、けつきよく道路を舗装する問題と区画整理をする問題は別のものであると思うし、そういう点やはり区画整理をやるから舗装するという問題は別じやないかと考えるわけでございます。また同じことだということならば当然路盤ということではなく、舗装を是非やっていただきたい。

それと六小の横断歩道橋なんですけれども、都の予算措置

ということでございますけれども、都でも税収の伸びが止まっているということ、来年度予算にたいしては要求しているからいけば実現しないということも聞いてあるわけで、そういう点で四十七年度予算に是非入れていただくよう市としても要望しているのだと思います。それから緑のおぼさんの配置の問題ですが、けつきよく福生には四入しかないわけでそれを奪いあったらでは問題は解決しないわけで、市としてふやかさうか、どこに緑のおぼさんを配置をするのか、その基準はどうなっているのか、それと緑のおぼさんに関する件ですが、健康診断はどういうようにやっているのか、今まで無料で健康診断をやっていたのか、交通公害の中で仕事をやるわけ、それ当然やっていかなければならないと思うが、その点どうするか、それから通道路について私もいろいろ視察をしてきたわけでございますけれども、やはり新しい区画整理内ではもれてくる所もあるということですので、先ほども申しあげましたけれども、もう一度点検するかどうか質問したとき答弁がなかったものでその点お願いたします。街灯の関係ですけれども、電光灯のカバーが非常中に折れて

いるということでも市庁予算で掃除をしていただきたんということと
面を望したわけですが、その点はどう考えているか分せてお答え
をお願いいたします。

○都市計画課長（茂見裕康君） ただいまの舗装の関係でございますが、
三花区画整理では幹線道路を舗装するという当初の計画であ
りまして、そのほか小さい道路については区画整理全般の財政
の資金計画の見通しがついた時点で、許可範囲で舗装す
るということでございます。多分河原の場合は非常に関係地
主さんのご協力をいたさしまして、スムーズに進捗したとしてお
りますので、本年度区画街路の事業として執行できるわけ
はないかと思っております。時期的には若干換地等の事務が
ありますので遅くなるのではなからうかということをお申し添えて
おきます。

○総務課長（高水求君） 私も議員さんのお質問にお答えいたします。
燈台光の汚れてる反射板の清掃ということはどうするのかと
いうことでございますけれども、少なくとも四十六年度までにおさま

しては自治会なり町会が賤賃ですの、そういうものをこちらで
維持管理するということは、職員の方の能力も整えておりませんし、
現在のところ四十六年度において市の予算措置をして清掃
するということは現時点では考えておりません。

○建設課長（古谷徳男君） 通算路の点検の関係でございますが、
この点につきますと私は私ども道橋作業員等が工事のつど点
検はしているつもりでございます。次々め等を主にしております
が、そのほか落枝側からものつど面を望まもありますし、そう
いう点では今後とも私どもといたしましては通算路の点検は常
時やるつもりでございます。

○教育委員会事務課長（井上久男君） 交通擁護員の関係で
先ほど申しあげましたように、企画調査課長と全般的な向
題ですの、その中で検討を加え、予算の許可範囲内でやっ
ていきたいと思います。

それから配置の基準ということですが、もともと当初東京都の
失業対策事業で充足したもので、同年の後に市に移管と

はりまして、基準等はございません。そういう関係が私どもでは
一校へ各程度に配置したいと思っておりますが、四角しかおりま
せんけれども現在はその中で間に合せてやっているわけございま
す。それから健康診断でございますけれども、これは一般職
員と同じように年一回四月に行なっております。そこで非常等
が発生した場合にはまた伺うらの方法を考えたいと思いま
す。

通学路の指定でございますが、先ほど建設課長から答弁
がありましたように、各学校には校外指導等の関係の先失が
おりましてその中で通学路の指定とかあるいは危険度の大
きい所等を（月とか年度当初に検討してつると思っておりますので、
その範囲内でおさめただければと考えております。

以上簡単ですが答弁いたします。

○千番（松小清君） 街灯の問題ですが、そうしますと四十七年度に
は水戸市に移管されるのでそういうこともござるということですね。
それから区画整理の問題ですが、やはり計画図も規定の縦横

ということではなく、前段階にござる関係する強民が十分知る
ことがござるような措置をとってもらいたい。私も同じような地図をいただ
きまして、町内会にもこれと同じようなものが配られているのむすか
——（水は出ているよ、あなたは阿も知らな、んだよいと言
い、その地発するものあり）

○千番（松小清君）（続）私は発言する権利がある。——そういう点で
強民が十分知ること、ござるよう町内会等にどんどん出していただ
きたいと思います。

それから市長は将来の所造りのために、ということをつたのが、
要は現時点に強んでいる人たちがそういうもので損害を及ぼすの
かあるいはまた利益を得るというのか、思慮を及ぼすのか、というこ
とが先決であつて、今強んでいる人たちの様態の上にたつて得
るを造るということではなり立たないわけでございます。

それから反対も賛成の人というふう出ていると聞いています。反対の
ある場合はそういう人々と十分お話を合せて、納得のいくまで話
し合ひをするか、それとも反対があるままにやるのか、その点お聞

きしたいと思ひます。

○市長（石川常太郎君）ご答弁を申しあげます。

十分話し合ひはもうしてまいります。またご理解いたされるものと考えております。

美濃郡郡知事にとしましては、開発は一先懸念命ぜられております。先日まで一人の反対があればやらないということでもございましたが、ゆめゆめも大変困つていたわけでございますけれども、最近の知事の状態は少々の反対があつても全体的なためにプラスとすればやるべきだということでもございまして、私も大変意を強うしておるわけでございます。（拍手）

でございますから、ご説明申しあげますればわかることだけども、と私は確信をもつてゐる次第でございます。（拍手）

○十番（松山清君）美濃郡郡知事云々ということではなくて、福生市に於いて市長自身が住民の意を十分くまかどうかということが、福生市の政治状況の基準になるわけであります。そういう点で、分住民とひびきをつき合ひせ、反対があるまでもやつていくようなことのないように願ひたいと思ひます。私の一般質問を終わります。

議長（米次雄男君）次に十八番中里元一君。

（十八番 中里元一君 登壇）

○十八番（中里元一君）貴重な時間を拝借し、私の一般質問をさせていただきます。

まず市営住宅の運営および管理について市長に伺ひたいします。当市には市営住宅五カ所、敷地面積約四万四千平方メートル、約一万三千坪に百八十戸の市営住宅が建てられております。また百数十戸の常市の人たちが入居してありますが、入居には福生市営住宅条例にもとづいて市が許可を行い、現在にいたつております。ご承知のとおり、住宅は耐用年数は二十年以上とされておりますが、最初に造られた住宅はあと二十年で二十年になり、非常に老朽化してまいります。現在老朽化した住宅に対してどのような運営および管理がなされていくのか、お尋ねいたします。

次に市営住宅使用条例には十平方メートルまでの建物に対して申請による市長が許可すると示されておりますが、百八十戸

の張居の中にもその条例に違反した建物が数多く見受けられますが、市長はこれら無視した人々に対して許可をしたのか、どうか、どうか、どうかを願います。また同じ張居に入居している人々がこれらの方を法増設に対して市に非常に疑念をもっている市民が数多くあります。これらに対してどのように対処するのかが、どうかを願います。

次に福美と市営張居条例の施行規則が、その七条には、その七条の二項および四項の規定により張居の模様替えなり、地工事を加えようとするとき、また張居の敷地内に工作物を設置しようとするときは、市長の許可を受けなければならぬとし、張居の模様替えまたは敷地内に工作物を設置する場合は、張居の維持に支障がなく原形に復することが容易であるとき、ただし工作物を設置する場合には、最高十平方メートルとする。——と示されているが、数多くの法増設および工作物に対し市長はどのような許可をされたのか、どうかを願います。

次に同規則が、その七条、その七条、その七条の規定による張居用途の部変更願いおよび同許可書は、張居以外の使用が医師、助産婦

めんま、はりまた、はきゆうなり、地張居張居者の福祉を目的とするもので、張居の管理上支障がないときに限り市長は使用を許可する。——と示されておりますが、これ以外の業種の看板を掲げて事業を営んでる者がおりますが、これらに対して市長は許可されたのか、どうか、どうか、どうかを願います。

次に市営張居の管理規則の、その八条に、管理人は市長の指揮監督を受け、この規則の定めるところによりその所管区域の福祉、市営張居の業務を行なう。その八条には、管理人は張居の状況を常に巡視し、特に次にかける事項について注意しなければならぬ。

一、張居およびその附属施設の維持ならぬに、用地の保存に関すること。

二、居住者の張居使用状況

三、区域内の清潔保持ならぬに、火災予防に関すること

四、居住者の移動状況

五、その他管理人に必要なこと

このように条例でうたわれているが、市長は管理人に、どのように